

## はたけまるごと活用産地形成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、はたけまるごと活用産地形成事業実施要領（令和6年3月18日施行。以下、「要領」という。）により事業実施計画の認定を受けた者が行う事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、はたけまるごと活用産地形成事業費補助金（以下、「本事業補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

- 第2 本事業補助金の交付対象となる者は、要領第5の規定により認定を受けた事業実施主体とする。
- 2 本事業補助金の交付対象となる事業及び経費は別表1のとおりとする。
  - 3 本事業補助金の補助率等は別表2のとおりとする。

### (交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、本事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。
  - 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
    - (1) 事業実施計画書（別紙1）
    - (2) 経費の配分及び負担区分（別紙2）
    - (3) 収支予算書（別紙3）
    - (4) その他知事が必要と認める書類
  - 4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
    - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
    - (2) 県税に未納がある者
  - 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

### (交付の条件)

- 第4 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により本事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 2 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、本事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、

その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第5 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の増減である場合
- (2) その他、補助目的に変更をもたらさない事業計画の軽微な変更である場合

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(補助事業遅延等の報告)

第7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(入札報告及び事業着手)

第8 補助事業の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、施設整備又は機械器具購入等の事業に着手したときは、別記様式第4号による入札結果報告・着手届を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、本事業補助金の交付決定のあった年度の8月30日及び11月30日現在において作成し、翌月の20日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、本事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(別紙1)
- (2) 経費の配分及び負担区分(別紙2)
- (3) 収支精算書(別紙3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11 本事業補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第13 処分の制限を受ける財産は、規則第21条第2号及び第3号の規定による。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を本事業補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第15 補助事業者は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第16 本事業補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出)

第17 この要綱により知事に提出する書類は、農政部園芸推進課に提出するものとする。

(運営状況報告)

第18 知事は、本事業補助金により設置され、又は導入された機械、器具等の運営状況等について、事業実施後5年間について報告を求めることができる。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、本事業補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月18日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、令和7年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。